



Urban Planning



Landscape Design



守谷市景観計画



Moriya City



www.city.moriya.ibaraki.jp

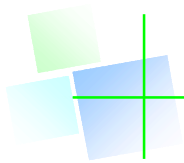
平成 24 年 12 月
茨城県 守谷市



目次

Contents

	はじめに	1
	1. 前文	1
	2. 理念と責務	2
	3. 守谷の景観資源	3
第1章	景観計画の区域	9
	(法第8条第2項第1号関係)	
	1. 景観計画区域	9
	2. 景観形成重点地区	10
第2章	良好な景観の形成に関する方針	11
	(法第8条第2項第2号関係)	
	1. 景観形成の基本目標	11
	2. 景観形成の基本方針	12
	3. 市全域における景観形成の方針	15
	4. 景観形成重点地区における景観形成の方針	21
第3章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	22
	(法第8条第2項第3号関係)	
	1. 市全域における行為の制限(景観形成重点地区を除く)	22
	2. 景観形成重点地区における行為の制限	25
第4章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	29
	(法第8条第2項第4号関係)	
	1. 景観重要建造物の指定の方針	29
	2. 景観重要樹木の指定の方針	29
第5章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	30
	(法第8条第2項第5号イ関係)	
	1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項	30
	2. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	30
	参 考 資 料	35
	1. 守谷市景観法の施行等に関する条例	35
	2. 守谷市景観法の施行等に関する条例施行規則	39
	3. 守谷市景観法の施行等に関する条例の一部の施行期日を定める規則	42



1. 前文

守谷市は、市域を取り囲む利根川、鬼怒川、小貝川をはじめとする水辺に恵まれ、樹林地や農地といった緑豊かなまちである。

また、昭和 50 年代の大規模な住宅地開発等により、都市化が急速に進展し、つくばエクスプレスの開業などに伴い、さらなる飛躍と期待が高まっている。

これからのまちづくりにおいては、恵まれた豊かな水辺や緑を保全するとともに、良好な景観を創出していくことが大切であり、県南の中核都市にふさわしい都市基盤の確立も求められている。

これらを矛盾させることなく、どう調和を図りながら実現していくかがテーマであり、無秩序な市街化を抑制し、都市の健全な発展と計画的なまちづくりを進め、「守谷市民憲章」にも謳われている「美しいまち」すなわち、良好な都市景観の形成を図ろうとするものである。

この「守谷市景観計画」は、積極的に景観まちづくりに取り組み、市民共有の財産である良好な都市景観を守り、育て、つくり、次世代に引き継いでいくため、市民等との協働により、その実現に向けて推進することを目的に、景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 8 条の規定に基づき定めるものである。



守 谷 市 民 憲 章

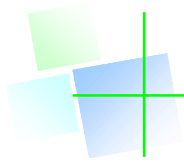
わたしたちは、利根・鬼怒・小貝の清流と豊かな緑につつまれた歴史と伝統に輝く守谷の市民です。

この郷土を愛し、健康で明るく住みよい文化都市を目ざして、ここに市民憲章を定めます。

1. 水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
1. 豊かな心を育て、体をきたえ、健康なまちをつくります。
1. 教育文化をたかめ、個性をのばし、うるおいのあるまちをつくります。
1. 明るい家庭をきずき、きまりを守り、平和なまちをつくります。
1. 互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。

平成 2 年 1 1 月 2 日制定

平成 1 4 年 2 月 2 日継承

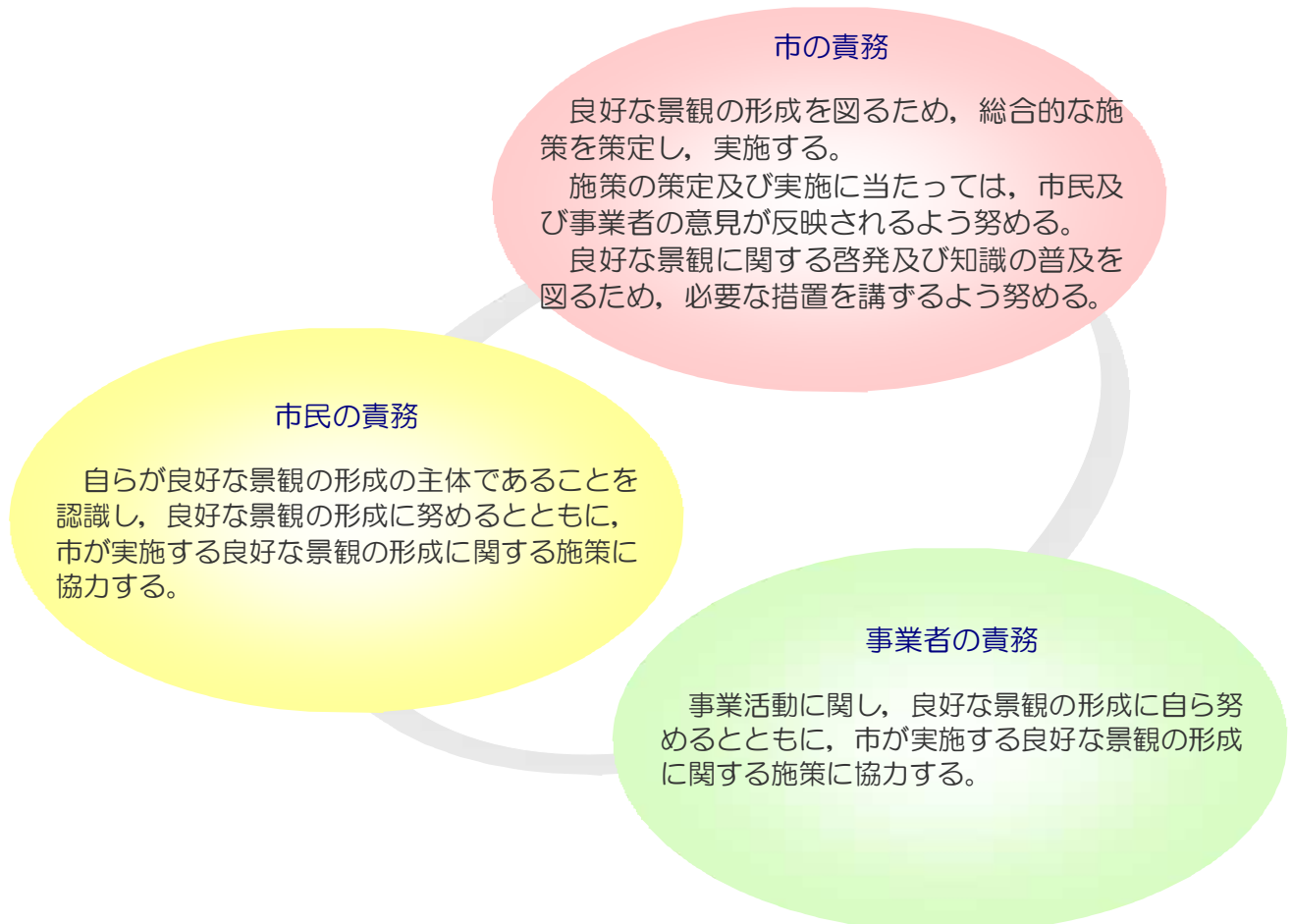


2. 理念と責務

● 理念

- ・良好な景観は、現在及び将来における市民共通の資産である。
- ・良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要がある。
- ・良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることから、市民の意向を踏まえ、評価を得て、地域の個性及び特色を伸ばすよう、多様な形成が図られなくてはならない。
- ・良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、市民・事業者・行政との協働により、一体的な取り組みがなされなければならない。
- ・良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものである。

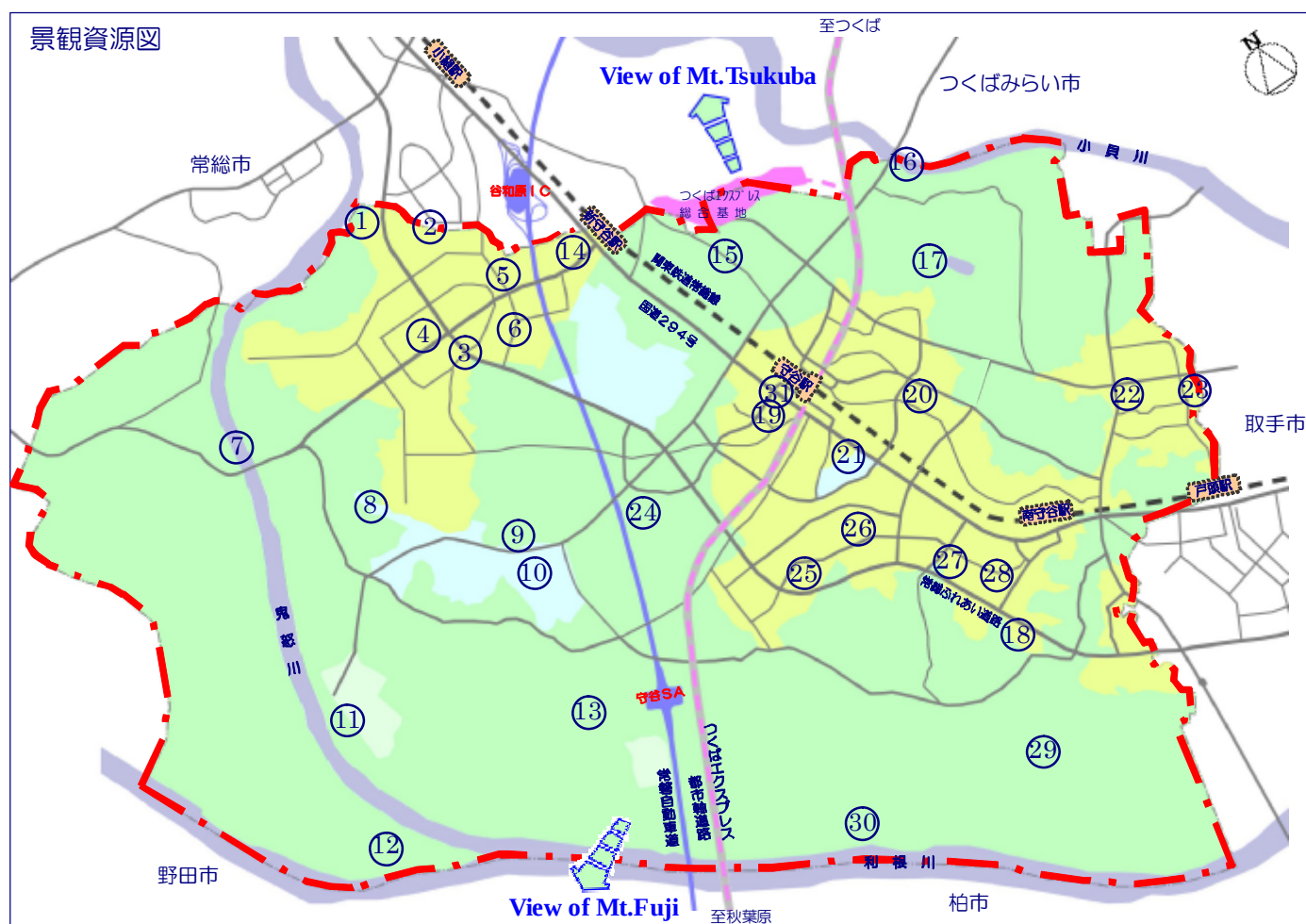
● 責務



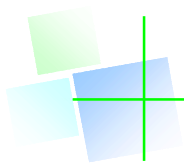
3. 守谷の景観資源

本市の特徴的な原風景である「水と緑にあふれた自然景観」や「新たに整備された良好な都市景観」は、守谷の重要な景観資源である。

市民等が身近にある美しい景観に気づき、地域に対する愛着と誇りを持ち、美しい景観を守る重要性を認識し、自らの活動において、良好な景観づくりへ関心を持つよう、本市における美しい景観資源を保全、活用した景観まちづくりを推進する。



MORIYA BEST 30 SCENERY 1998

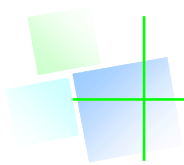


筑波山（市役所屋上より撮影）



富士山（市役所屋上より撮影）





① 川の一里塚と周辺の鬼怒川の風景



③ 北守谷地区の街路樹



⑤ 立沢公園



⑦ 滝下橋と鬼怒川兩岸の風景



② せせらぎの小路



④ 大山公園

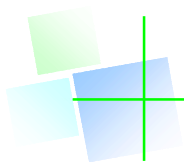


⑥ 北守谷地区の遊歩道



⑧ 四季の里公園





⑨ 国際交流研修センターと周辺の街路樹



⑪ 常総運動公園とがまんの渡し周辺



⑬ 大野地区の斜面林と香取神社及び田園風景



⑮ 北園地区の松並木



⑩ アサヒビール展望室からの風景



⑫ 大木流作付近の河川敷と剣先

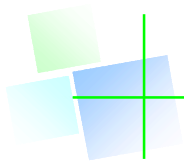


⑭ 新守谷駅



⑯ 常総橋と小貝川の風景





⑰ 守谷沼・守谷城跡・北園森林公園と周辺の田園風景



⑲ 長龍寺と土塔森林公園



⑳ 国道294号沿いの桜



㉓ さくらの杜公園



⑱ ふれあい道路と街路樹



㉐ 八坂神社

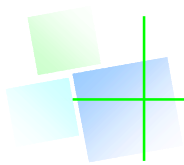


㉒ みずき野地区の街路樹と町並み



㉔ 守谷市役所と周辺の山林





②⑤ 松ヶ丘公園



②⑥ 幸福の路



②⑦ 南守谷地区の街路樹



②⑧ けやき台公園



②⑨ 浅間神社付近の斜面林と田園風景

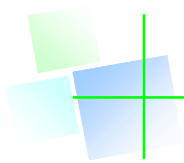


③⑩ 利根川川岸



③⑪ 守谷駅



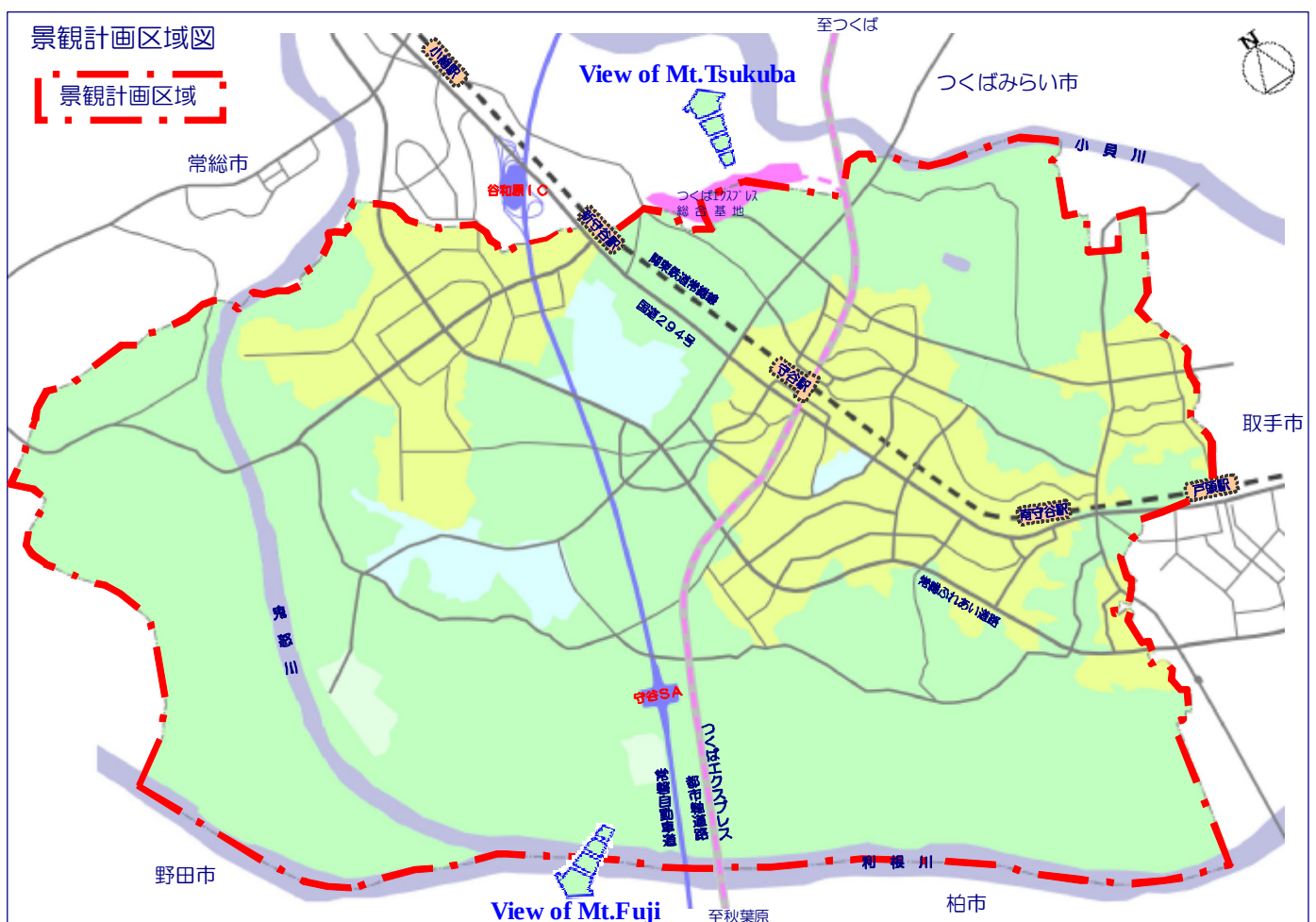
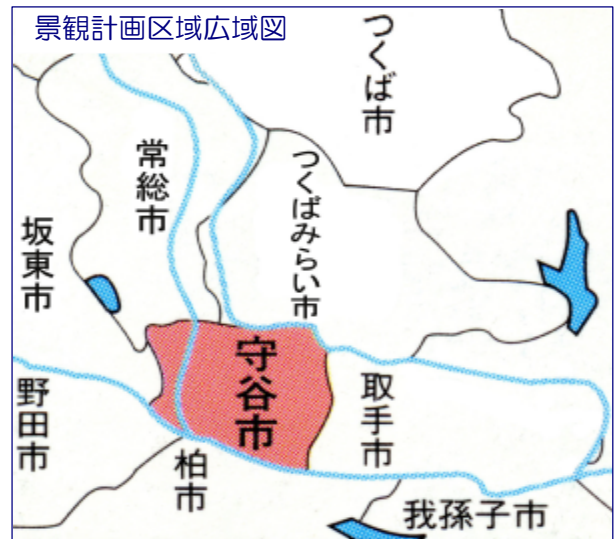


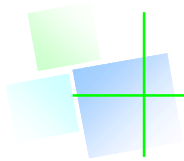
第1章 景観計画の区域

(法第8条第2項第1号関係)

1. 景観計画区域

本市においては、良好な景観の形成を図り
もって個性豊かな魅力あるまちづくりを推進
するため、景観計画に定める景観計画区域は
守谷市全域とする。





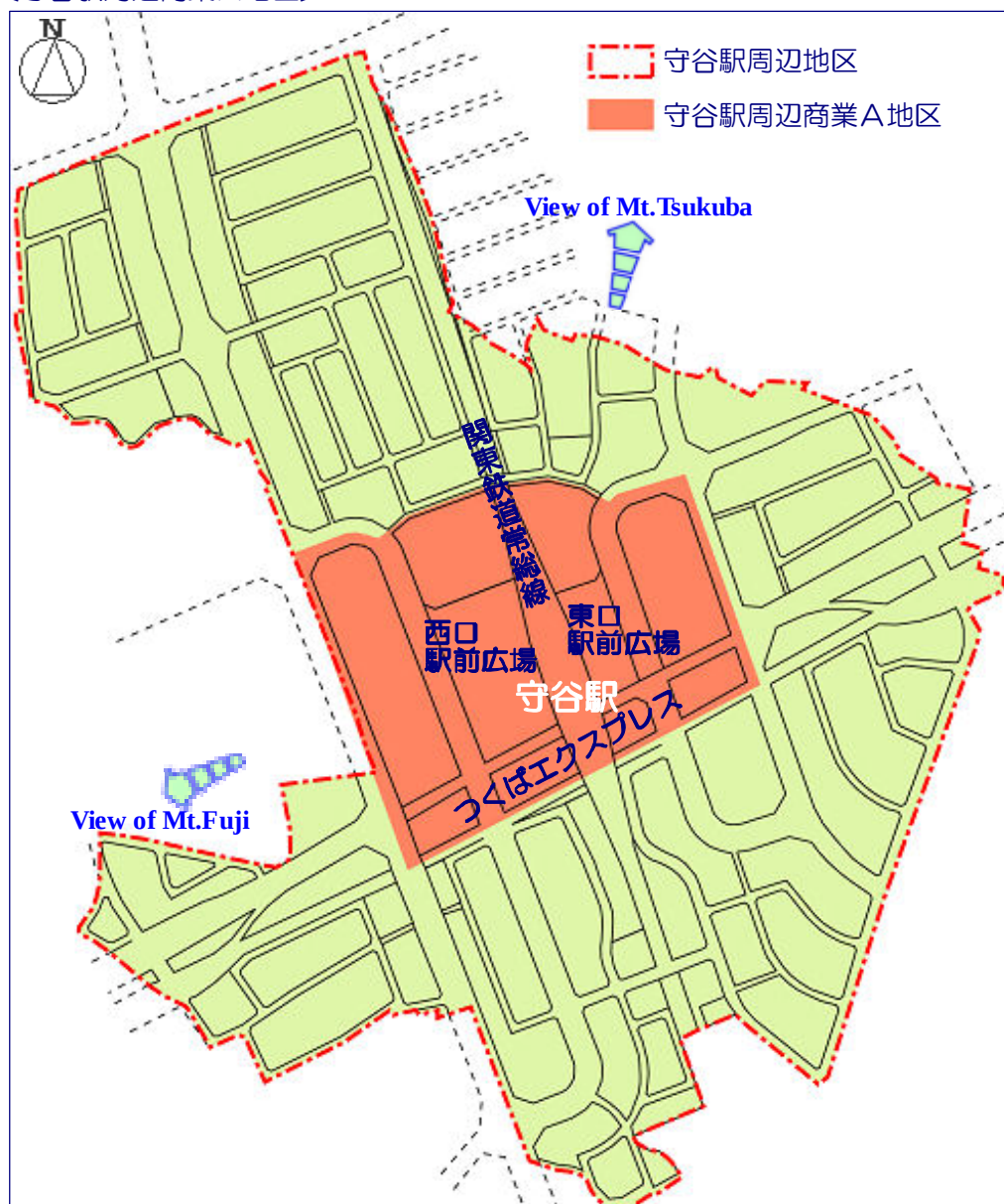
2. 景観形成重点地区

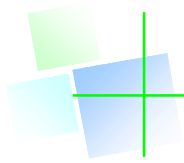
景観計画区域のうち、地区の特性を踏まえ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観形成重点地区」として、次のとおり指定する。

なお、今後、住民等との合意形成に基づき、その指定を拡大、追加するものとする。

景観形成重点地区名	地区の概要	区域
守谷駅周辺商業A地区	つくばエクスプレスの開業により、茨城県の玄関口として相應しい、守谷の顔となる地区の形成を目指す商業地区	守谷駅東口・西口駅前の商業エリア (面積：約 7.6ha)

景観形成重点地区
〔守谷駅周辺商業A地区〕





第2章 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第2項第2号関係)

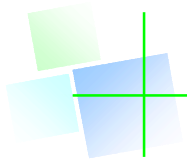
1. 景観形成の基本目標

本市の特徴である“豊かな水と緑”や“のびやかな風景”は、本市の発展とともに育まれてきた原風景であり、大規模な宅地開発やつくばエクスプレスの開業などにより、都市化が急速に進展し、茨城県の玄関口にふさわしい、広域的な中核都市としての役割が期待されている。

利根川、鬼怒川、小貝川などの水辺の景観、その周辺の斜面林などの緑の景観、大規模な住宅市街地の景観が特徴的な景観として形成され、これらを踏まえ、「景観形成基本計画」(平成9年3月策定)に基づき、原風景である豊かな水と緑などの自然的景観と計画的に開発、整備された街並みなどの都市的景観との調和を図り、豊かな環境を活かした新しい都市の風景をつくりだすことが景観形成の理念である。

よって、本市の景観形成の基本目標を以下のように定める。

〔基本目標〕 “豊かな環境を都市生活に活かす”	
〔都市スケール〕 市全体の骨格形成に関わる スケールでの景観形成の目標	〔まちスケール〕 住む所や働く所など、実際的な生活の 場におけるスケールでの景観形成の目標
わかりやすい都市の 骨組みをつくる	まとまりとゆとりを感じる 生活空間をつくる



2. 景観形成の基本方針

景観形成の基本目標を踏まえ、以下のとおり、基本方針を定める。

〔都市スケール〕	〔まちスケール〕
(1) 河川と周辺環境を活かした都市の縁取りの景観形成を図る。	(4) 豊かな緑で囲まれた生活圏の景観形成を図る。
(2) 東西軸、南北軸による都市の中心軸の景観形成を図る。	(5) 季節感のある主要ネットワークの景観形成を図る。
(3) 都市の目印となる拠点や核の景観形成を図る。	(6) 地域特性を活かした、表情豊かな景観形成を図る。

(1) 河川と周辺環境を活かした都市の縁取りの景観形成を図る。

利根川沿いを通る都市計画道路（供平板戸井線）及び小貝川の丘陵沿いを通る東側南北幹線道路（構想路線）は、交通バイパス機能を持つとともに、都市の外郭を示しており、利根川沿いの崖線や丘陵斜面と協調して、都市の縁取りを形成する。

これらの道路整備に当たっては、地形的特徴をできるだけ改変しない工夫や緑の育成等による縁取りの景観を積極的につくり、また、縁取り部分では、河川景観の眺めや遠望といった、大きな眺望景を大切にする。

河川沿岸空間は、都市を縁取る緑の多い広々とした眺めを保全する。

(2) 東西軸、南北軸による都市の中心軸の景観形成を図る。

国道294号沿線を南北軸、つくばエクスプレス沿線を東西軸と定め、これらは都市の中心軸を示し、かつ、十文字パターンになり、それぞれの方向性を表す都市の背骨とする。

都市の空間認知の重要な手がかりとするため、クロスポイントに拠点形成を図ることに加え、沿道市街地と協調した景観形成を図る。

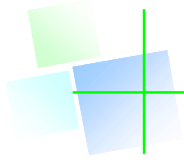
南北軸では、南守谷・新守谷両駅周辺市街地との連携、東西軸では、大規模な道路空間をやわらげる沿道緑化などを重視し、それぞれの地域特性を表す景観をつくる。

(3) 都市の目印となる拠点や核の景観形成を図る。

市役所、常総運動公園及び守谷駅周辺は、全市的スケールで利用される拠点または核となるゾーンである。

これらは、つくばエクスプレス軸あるいは、これと平行する道路軸に分散立地しており、それぞれの位置性を明示するランドマークとなる。

ランドマーク性は、目立つことより、印象深い空間であることが大切であり、背景となる地形的特徴を活かした空間整備を行う。



（４）豊かな緑で囲まれた生活圏の景観形成を図る。

本市の住宅地や工業地などの周囲は、樹林、農地、集落、河川環境など、緑豊かな環境が残されている。

こうした緑の環境を景観形成要素として積極的に位置づけ、一団の都市的土地利用ゾーン（生活圏）は、緑によって空間の単位が形づくられるという「守谷らしさ」の形成を図る。

緑による空間単位づけは、大きな枠組みから、内部の単位づくりへの段階的構成を目指し、このうち大きな枠組みとなるものは、利根川沿いと小貝川沿いに連続する谷津の環境保全ゾーンと谷津の水系をたどって利根川系と小貝川系を結びつけるグリーンベルト育成ゾーンで組み立てる。

（５）季節感のある主要ネットワークの景観形成を図る。

十文字パターンの主軸に対し、副軸は生活圏を結ぶ役割を持つ。

各道路が結びつける要素は、住宅地間、運動公園、市役所などの拠点間、住宅地と鉄道駅のようにそれぞれ個性を持っているため、こうした個性を表す景観形成を図る。

道路景観の個性を表す要素として、植栽帯の形成や街路樹の樹種選定があり、背景の住宅地、工場、農地などに応じて、常緑樹、花や実のある樹などのバリエーションを配置し、まちに季節感を演出するとともに、道路空間から沿道の景観形成への波及を目指す。

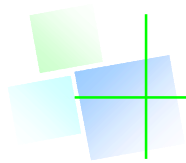
（６）地域特性を活かした、表情豊かな景観形成を図る。

都市化の進展により、農地や集落地に加えて、住宅地、工業団地、駅周辺市街地、商業施設、公園など、性格の異なる様々なまちが形成されてきた。

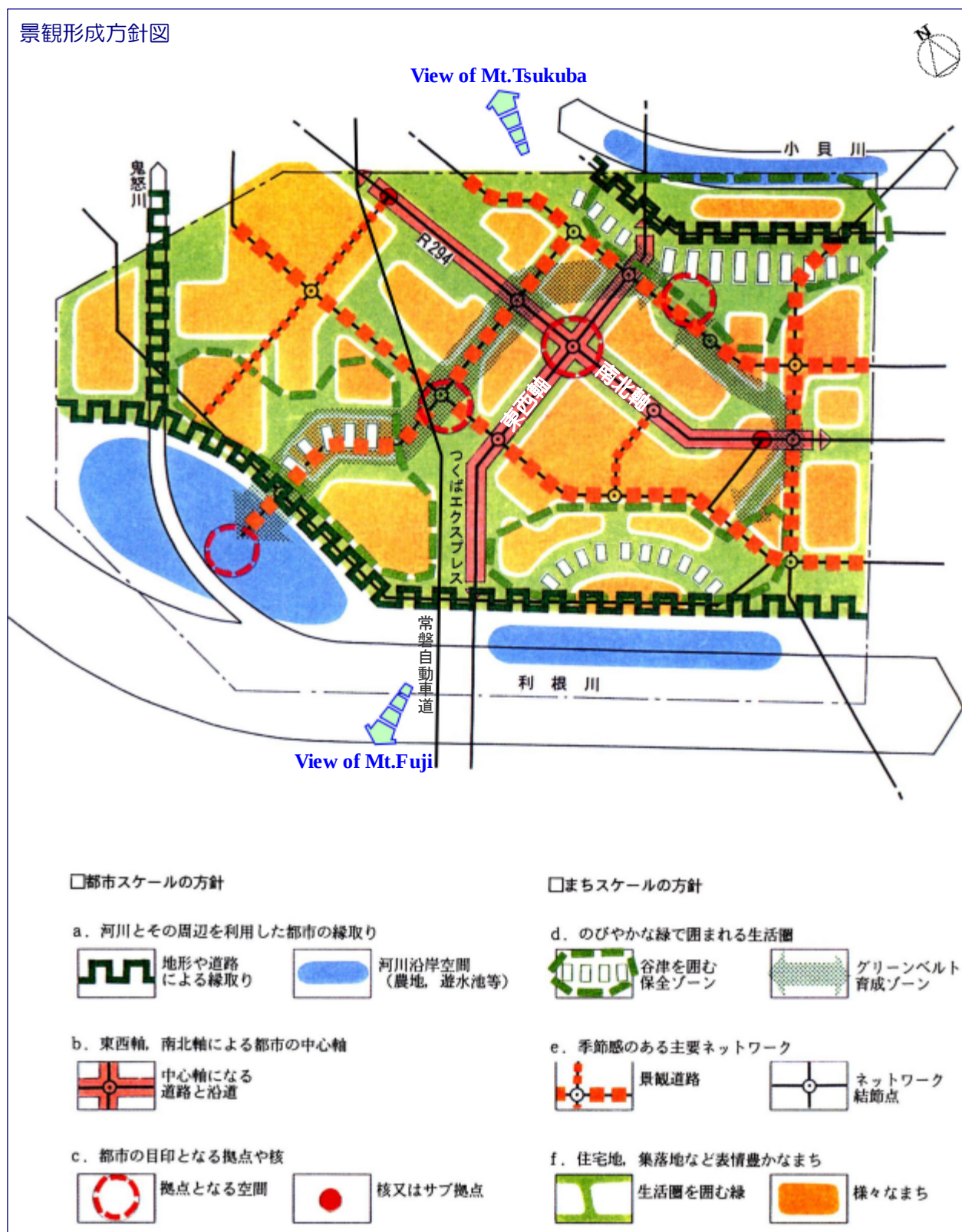
まちには、立地環境や人々の暮らし方などからつくられる雰囲気や個性が生まれてくる。

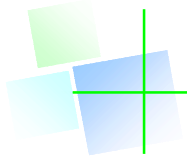
こうした地域特性を活かした街並みの形成やアメニティ空間づくりなどを進め、表情豊かなまちづくりを目指す。

街並みの形成やアメニティ空間づくりに当たっては、点在する歴史的な環境、周囲に残された樹林や起伏に富んだ地形などをまちづくりの資源として積極的に活用する。



景観形成方針図





3. 市全域における景観形成の方針

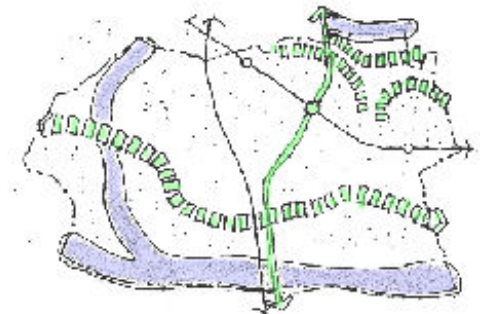
● 緑の保全と緑化の推進

緑は、守谷の景観を形成する重要な要素であり、緑の保全と緑化の推進は、良好な景観形成を図るうえで、欠かすことができないものであることから、「緑の基本計画」（平成 14 年 3 月策定）に基づき、以下のように方針を設定する。

（１）守谷らしい緑を保全・活用・創出する。

本市の恵まれた緑を大切にして、保全と活用を図るとともに、新たな緑の創出により、骨格や基盤をつくる。

- ・ 緑の骨格を強化する。
- ・ 守谷らしい豊かな緑を守り育てる。



（２）彩り豊かな緑の街並み・道すじをつくる。

緑の核となる公園などの整備と、緑の核を結ぶ四季折々の表情が、美しい緑に彩られた街並みづくりや道づくりを推進する。

- ・ 身近な緑のオープンスペースの整備を推進する。
- ・ 緑が香る街並みをつくる。
- ・ 緑にふれあう道すじをつくる。

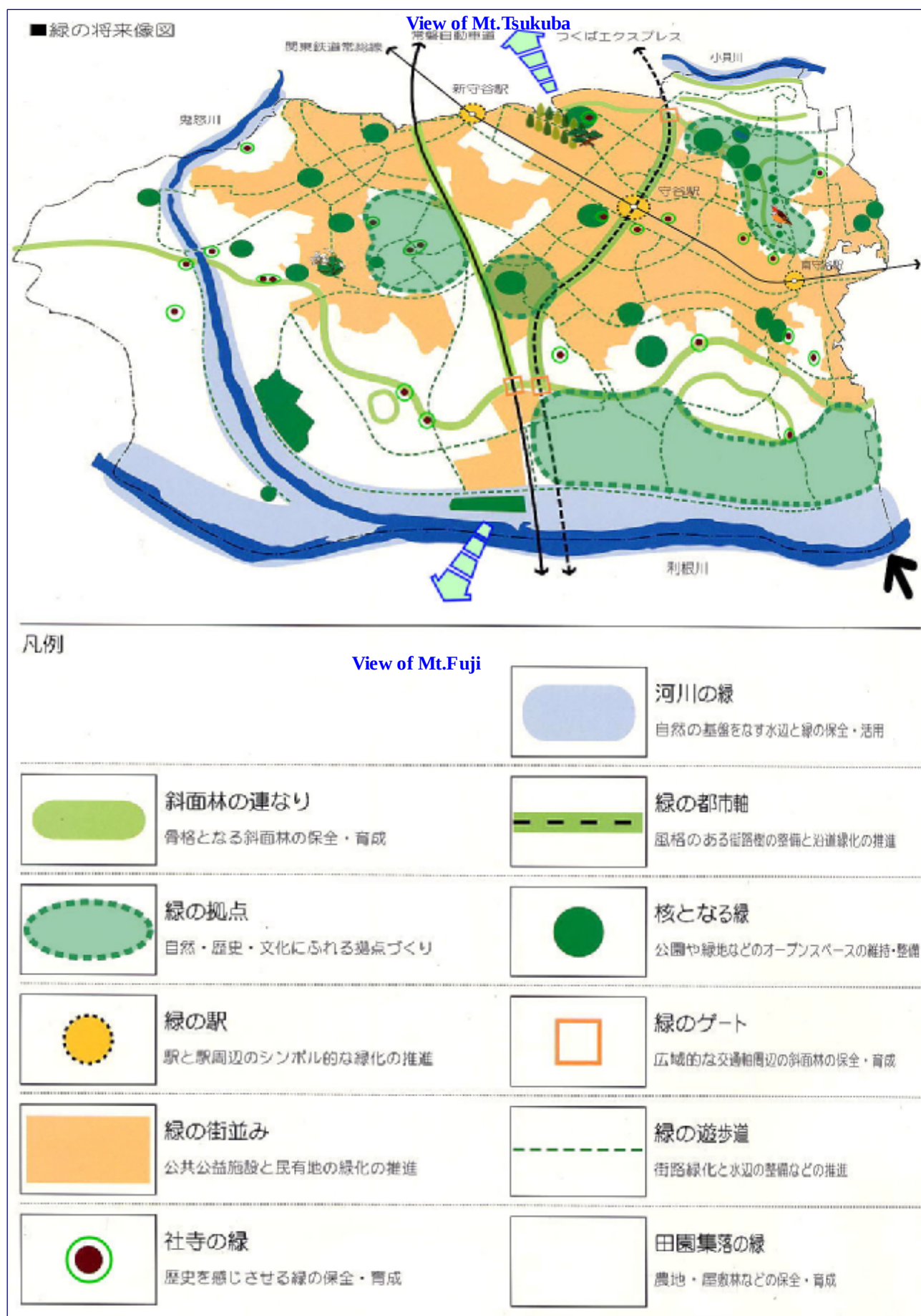
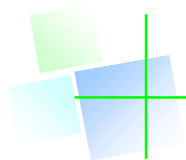


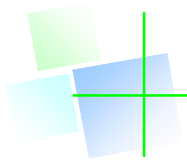
（３）緑が輝くまちづくりを進める。

緑を守り育てるのは人である。緑が息づき輝き、また、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から取り組み、あるいは互いに協働していくために、緑に対する意識啓発、具体的活動や仕組みづくりを推進する。

- ・ 緑を大切にする意識を育てる。
- ・ 緑に学び、緑を育てる活動を広げる。
- ・ 緑のまちづくりを支える仕組みを充実する。

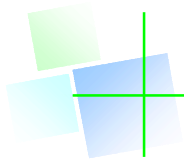






〔緑の保全と緑化の推進イメージ図〕





● 眺望景観

本市から見える筑波山, 富士山などの山並みは, 大切な景観資源の一つであることから, 主要な鉄道や道路等の公共性の高い場所からの眺望景観を大切にする。

View of Mt.Tsukuba



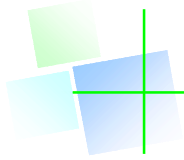
View of Mt.Fuji

北



西



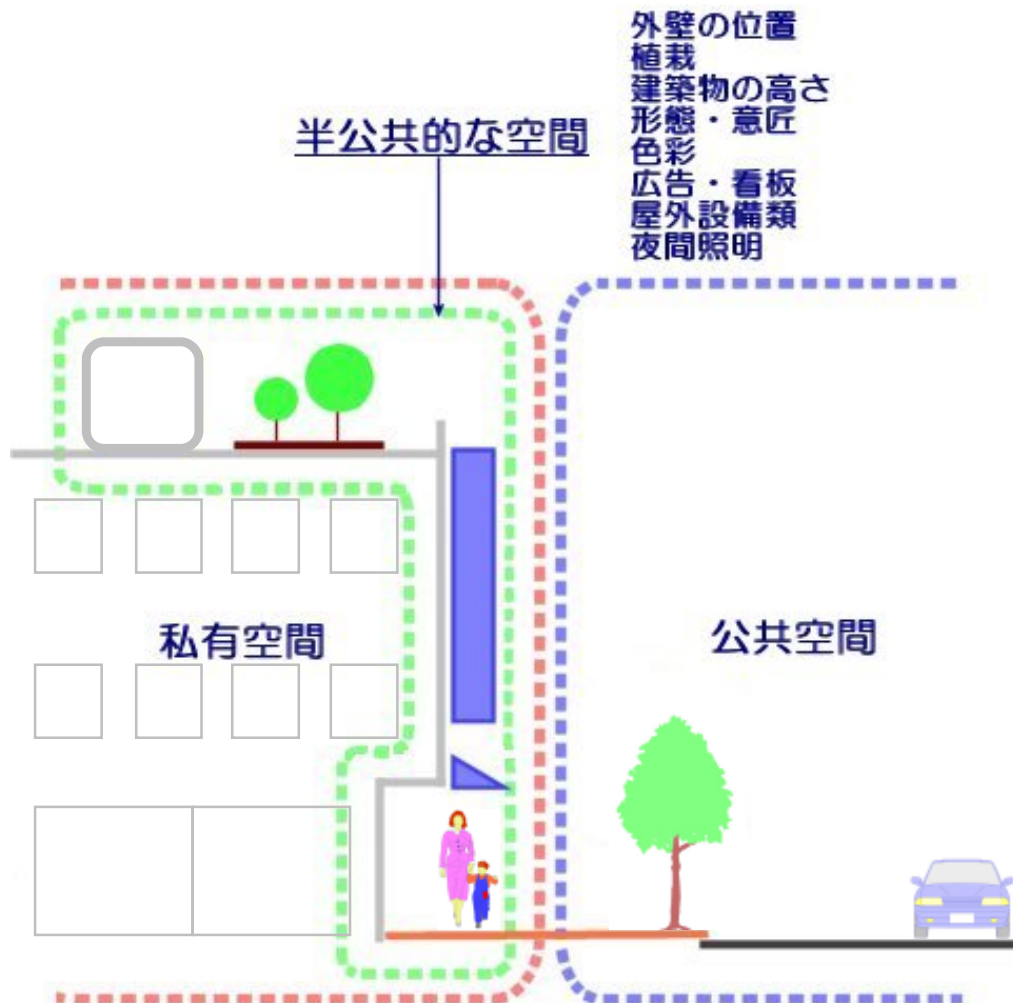


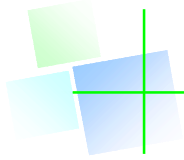
● セミパブリック空間

美しく魅力的な景観を創出するため、主に行政による基盤整備と沿道の土地所有者、事業者による建築行為等が、相互に協調・協力していく必要がある。

沿道敷地の道路等と接する部分は、公共空間（パブリック空間）と視覚的にも物理的にも連続するため、土地所有者の私的所有物であっても、公共の用に供する半公共的な空間（セミパブリック空間）として認識する必要がある。

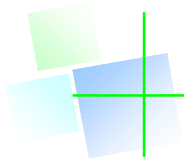
半公共的な空間における建築行為や外構整備等は、優れた景観を持つ街並を形成する鍵となり、強く影響が及ぶことから、公共空間と接し、歩行者の視野に入るセミパブリック空間を重視する。





● 要素区分による基本方針

区 分		基 本 方 針
自然的景観	河川	・ 河川景観の眺めや遠望といった、大きな眺望景を大切にする。 ・ 緑の育成等による縁取りの景観を積極的につくる。 ・ 水辺環境を保全し、うるおいのある水辺空間の形成を図る。 ・ 河川と調和する周辺集落地の景観形成を図る。
	緑地	・ 斜面林、樹林の活用・維持・保全を図る。 ・ 既存の緑との連続性に配慮し、一体的な景観形成を図る。 ・ 大規模開発等に対する斜面林の保全を図る。
	農地	・ 農地等の保全を図り、ゆとりと潤いのある農地景観、田園景観の形成を図る。 ・ 農地を活かした景観形成を図る。
	集落地	・ 地域を象徴する、自然的な眺望景観を大切にする。 ・ 地域特性を活かした街並みの形成を進め、表情豊かなまちづくりを推進する。 ・ 敷地面積の最低規模を定めるなど、一定の敷地規模を確保し、良好な自然的景観の形成を図る。
都市的景観	住宅地	・ 緑豊かな環境を積極的に位置づけ、緑によって空間の単位が形づくられるという、守谷らしい緑豊かな景観形成を図る。 ・ 生垣や花壇などによる植栽により、緑豊かな潤いのある住宅地の景観形成を図る。 ・ 地域特性を活かした街並みの形成を図り、表情豊かなまちづくりを推進する。 ・ 敷地の細分化を避けるなど、地域のスケールにあった配置・形態とし、良好な住宅地景観の形成を図る。
	商業・業務地	・ 建物の形態意匠、屋外広告物のデザイン（面積・位置・色彩）などに配慮し、風格のある景観となるよう、秩序や調和に配慮した景観形成を図る。 ・ 商業空間としての賑わいの演出に配慮した景観形成を図る。 ・ 商業地と住宅地が快適に共存できる街並みを育てる。 ・ 夜間照明を工夫し、夜景を印象づける効果的な演出を図る。
	工業地	・ 圧迫感、威圧感、突出感等を軽減させ、周辺地域の景観との調和を図る。 ・ 敷地内緑化や接道部の緑化・修景を図り、親しみが感じられる景観の形成を図る。
	道路	・ 沿道市街地と協調した景観形成を図る。 ・ 道路空間をやわらげる沿道緑化などを推進する。 ・ 植栽帯の形成や街路樹の樹種選定等により、まちに季節感を演出する。 ・ 道路空間から沿道の景観形成への波及を図る。
	公共施設	・ 関係行政機関が連携し、地域における調和の取れた景観の形成や向上を図る。 ・ 市民との協働による維持管理や市民参加による景観まちづくりを推進する。



4. 景観形成重点地区における景観形成の方針

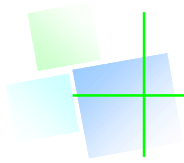
● 守谷駅周辺商業A地区

本市は周囲を自然河川に囲まれ、豊かな緑が広がる、自然環境の優れた田園都市としての特徴を備えている。

守谷駅周辺地区は、このような特徴を活かし、つくばエクスプレスの開業に伴い新たに活力のある都市活動を展開できる可能性を秘めた地区である。

これらを踏まえ、当該地区は、風格ある都市景観を備えた守谷ならではの駅前拠点づくりを目指し、駅前である守谷駅周辺商業A地区は、守谷のイメージを彷彿とさせる緑と花の美しい、落ち着いた中にも賑わいのある、開放的な空間を持つ景観の形成を図る。

区 分		基 本 方 針
 賑わいの景	壁面後退	壁面後退により生み出されるセミパブリック空間と公共空間との一体的利用と連続性を確保することにより、賑わいと楽しさを感じられるまちの魅力を創出する。
	夜間照明	賑やかさと夜景を印象づける効果的な照明によって、夜間の賑やかさや楽しさを演出する。
 落ち着いた景	壁面後退	ゆとりと落ち着きがあり、風格のある都市景観を創出する。 壁面後退空間を利用した植栽等により、緑と花の華やかさと落ち着きのある街並みを演出する。
	色彩	周囲との色彩的な調和を保持するため、外観は落ち着いた色彩とし、心地よく統一感のある個性的な景観を形成する。 また、落ち着いた雰囲気の中にも部分的なアクセントカラーを利用するなど色のバランスや組み合わせに充分配慮した品格のある景観を形成する。
	広告・看板類	無秩序で煩雑な印象を与える広告・看板類は排除し、美しいデザインや形状などに留意して建築物等との調和を図る。
	騒音・光害	不快感を与える音や光を排除し、賑わいの中にも落ち着いた景観のある守谷のアイデンティティを保持する。
 開放的な景	壁面後退	壁面後退により生み出されるセミパブリック空間と公共空間との一体的利用と連続性を確保することによって、広がりのある開放的な空間を創出する。
	建築物等の高さ	開放感のある街並みを形成するため、東西駅前広場を中心とした適正高さを誘導する。 遠景へのビスタの確保と連続的なスカイラインに配慮する。
	形態・意匠	駅前広場に面する立面においては、圧迫感を与えないよう、また閉鎖的で無表情な外観とならないようにファサードの工夫をする。
 緑と花の景	壁面後退	セミパブリック空間と公共空間との一体的利用により、街路樹やフラワーポットによる緑と花の美しい街並みを形成する。
	植栽・花	周囲の自然資源を活かした自然を感じられる場として、緑化や花による演出に努め、緑豊かな守谷をイメージさせ、華やかさと季節感を演出する。



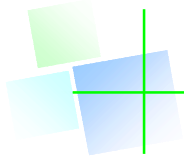
第 3 章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

1. 市全域における行為の制限（景観形成重点地区を除く）

(1) 届出対象行為

区 分	対象となる行為
景観計画区域 (景観形成重点地区を除く)	高さが10mを超え、かつ、延床面積が1,000㎡を超える建築物（増築又は改築後において該当することになるものを含む。）の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。
	高さが10m（よう壁にあっては、5m）を超える工作物（増築又は改築後において該当することになるものを含む。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。 ただし、旗ざお、電話柱、その他これらに類する工作物並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。
	土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの。 （1）変更に係る土地の面積が15,000㎡以上のもの （2）変更に伴い生じるのり面、よう壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10m以上のもので、変更に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く。）の堆積で、堆積に係る面積が500㎡以上のもの。

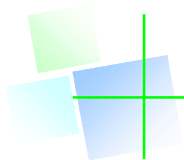


(2) 規制又は措置の基準

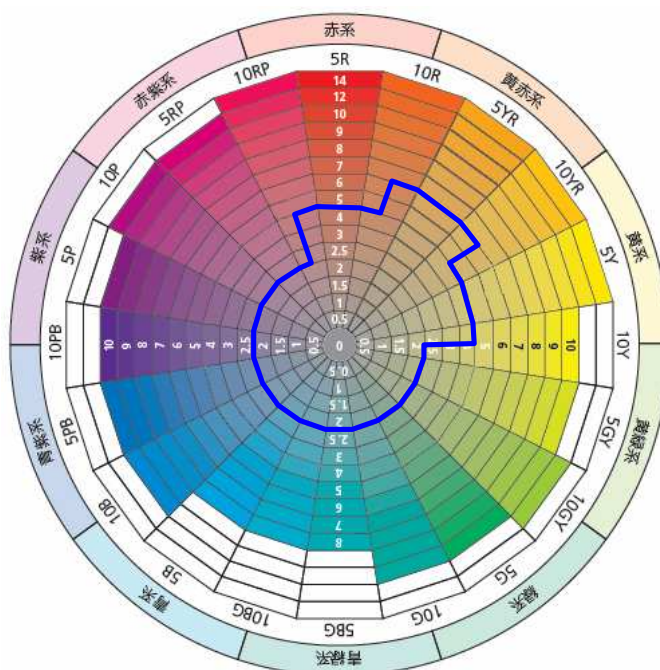
● 共通事項

良好な景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物等の配置、規模、形態意匠などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。

● 建築物の建築等	
配置・規模	・ 周辺景観との調和に配慮した配置とする。 ・ 敷地境界線からの壁面後退などにより圧迫感を与えないよう努める。 ・ 壁面位置は、連続性の維持に配慮する。 ・ 周辺景観に威圧感、圧迫感を与えない高さとし、周辺の街並みのスカイラインとの協調に配慮する。
屋根・屋上	・ 周辺の景観との調和に配慮した形態、素材、色彩とする。 ・ すっきりとした統一感のある屋上とする。
壁面	・ 外壁は、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・ 建築物の正面だけでなく、道路等の公共空間から見える側面や背面の意匠も工夫する。
屋外設備	・ 配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・ 高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講ずる。
屋外階段	・ 屋外階段は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
バルコニー等	・ バルコニー等は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・ 洗濯物やエアコン室外機あるいは収納庫など建物の表情を乱すものが道路等の公共空間から直接見えにくい構造・意匠とする。
附属施設	・ 駐車場、駐輪場、ゴミ置場などは、建築物全体や周辺景観と調和させ道路等の公共空間から直接見えにくい構造、意匠とする。
材料	・ 外壁などの材料は、経年変化に耐え得るものとする。
外構	・ 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、建築物や周辺景観と調和した形態意匠とするよう工夫する。 ・ 植栽は、周辺景観と調和するよう、樹種も考慮し、高木・中木・低木を適切に配置するよう努める。 ・ 道路等の公共空間に面して、垣又はさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、透視可能な構造とするなど、周辺景観に配慮する。
色彩	・ 外壁などの基調色は、マンセル値により、色相がY Rの場合、彩度6以下、R及びYの場合は彩度4以下、その他の色相の場合は彩度2以下とする。ただし、表面に着色を施していない素材を使用する場合や、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りでない。



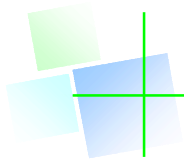
〔建築物の外壁等に使用する基調色の範囲〕



※色彩の基準は、日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。

※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある。

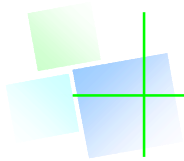
● 工作物の建設等	
配置	・ 工作物の配置は、できる限り周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努める。
色彩	・ 工作物の色彩は、周辺景観に配慮する。 ・ 大規模な垂直構造物は、周辺景観への強い影響を抑えるため、地上面に直接建つ構造物は、茶系を中心とした色彩とするなど、背景となる自然環境との調和を図る。周囲に設置するフェンス等も同様とする。
● 開発行為その他土地の形質の変更	
方法等	・ 既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。 ・ 現況の地形を可能な限り活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮する。 ・ よう壁を設置する際は、よう壁前面への植栽や緑化のり面との組み合わせなど、緑により無機質な表情を和らげるよう工夫する。 ・ 周辺から望見されるよう壁については、自然石の使用や自然石調等の仕上げの工夫により、緑と調和した表情をつくる。
● 屋外における物件の堆積	
方法等	・ 屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さぬよう配置し可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とする。 ・ 周辺から目立たないように生垣等により遮蔽する。



2. 景観形成重点地区における行為の制限

(1) 届出対象行為

区 分	対象となる行為
景観形成重点地区	建築物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 建築基準法第6条の規定の適用を受けることとなる建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替 (2) 建築基準法第6条の規定の適用を受けた建築物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更
	工作物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 建築基準法第88条の規定の適用を受けることとなる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替 (2) 建築基準法第88条の規定の適用を受けた工作物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更
	土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 変更に係る土地の面積が1,500平方メートル以上のもの (2) 変更に伴い生じるのり面、よう壁の高さが2メートルを超え、かつ、長さが10メートル以上のもので、変更に係る土地の面積が300平方メートル以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積に係る面積が300平方メートル以上のもの。



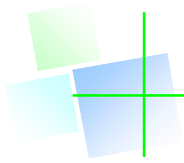
(2) 規制又は措置の基準

● 共通事項

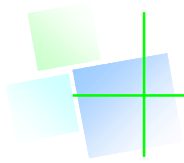
良好な景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地区の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物等の配置、規模、形態意匠などについて、地区全体として調和のとれたものとなるよう努める。

● 守谷駅周辺商業A地区

● 建築物の建築等	
配置・規模	・ 周辺景観との調和に配慮した配置とする。 ・ 敷地境界線からの壁面後退などにより、圧迫感を与えないよう努め、壁面位置は、連続性の維持に配慮する。 ・ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の後退距離は、駅前広場境界線及び道路境界線から1.5m以上とする。 ・ 駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ・ 建築物等の高さの最低限度は、9mとする。 ・ 敷地面積の最低限度は、500㎡とする。 ・ 低層部は、商業施設で構成し、賑わいを持たせる。歩行者が楽しさややすらぎを感じられるよう、ショーウィンドウ、カフェ、レストラン、ギャラリー等の設置に努める。 ・ 駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。
屋根・屋上	・ 周辺の景観との調和に配慮した形態、素材、色彩とする。 ・ すっきりとした統一感のある屋上とし、スカイラインを乱さない形状とする。 ・ 高さ、形状を工夫し、隣接する建物との連続性に配慮し、急激なスカイラインの変化を避ける。
壁面	・ 外壁は、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・ 建築物の正面だけでなく、道路等の公共空間から見える側面や背面の意匠も工夫する。
屋外設備	・ 配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・ 高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講ずる。
屋外階段	・ 屋外階段は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
バルコニー等	・ バルコニー等は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・ 洗濯物やエアコン室外機あるいは収納庫など建物の表情を乱すものが道路等の公共空間から直接見えにくい構造・意匠とする。



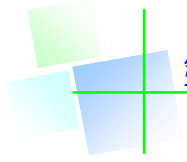
附属施設	・ 駐車場，駐輪場，ゴミ置場などは，建築物全体や周辺景観と調和させ道路等の公共空間から直接見えにくい構造，意匠とし，修景緑化に努める。
材料	・ 外壁などの材料は，経年変化に耐え得るものとする。
色彩	・ 外壁などの基調色は，マンセル値により，明度 5 以上，色相は Y R の場合，彩度 6 以下，R 及び Y の場合，彩度 4 以下，その他の色相の場合，彩度 2 以下とする。ただし，表面に着色を施していない素材を使用する場合や，アクセントカラーとして慎重に用いる場合は，この限りでない。
外構	・ 敷地内のオープンスペースは，歩行者にうるおいとやすらぎを与えるよう，歩行者空間の確保や植栽や花壇等を設け，緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは，緑化修景に配慮し，建築物等との調和を図る。 ・ 街区全体に緑があふれるよう，オープンスペースの緑化の他，屋上や壁面等の立体緑化にも努める。 ・ 植栽は，周辺景観と調和するよう，配置や樹種も考慮し，高木・中木・低木を適切に配置するなど，四季の彩りも演出する。 ・ 道路等の公共空間に面して，垣又はさくを設置する場合は，閉鎖感のあるものは避け，透視可能な構造とするなど，周辺景観に配慮する。
夜間景観	・ 夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により，昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。
仮設物等	・ 仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は，良好な景観を損なわないよう，設置場所・形態・色彩等に配慮する。
自動販売機類	・ 自動販売機類は，建築物等と一体的になるよう計画する。



● 工作物の建設等	
配置	・ 工作物の配置は、できる限り周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努める。
色彩	・ 工作物の色彩は、周辺景観に配慮する。 ・ 大規模な垂直構造物は、周辺景観への強い影響を抑えるため、地上面に直接建つ構造物は、茶系を中心とした色彩とするなど、背景となる自然環境との調和を図る。周囲に設置するフェンス等も同様とする。

● 開発行為その他土地の形質の変更	
方法等	・ 既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。 ・ 現況の地形を可能な限り活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮する。 ・ よう壁を設置する際は、よう壁前面への植栽や緑化のり面との組み合わせなど、緑により無機質な表情を和らげるよう工夫する。 ・ 周辺から望見されるよう壁については、自然石の使用や自然石調等の仕上げの工夫により、緑と調和した表情をつくる。 ・ 地盤面の高さを変更（切土、盛土）する時は、0.5m以下とする。

● 屋外における物件の堆積	
方法等	・ 屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さぬよう配置し可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とする。 ・ 周辺から目立たないように生垣等により遮蔽する。



第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

1. 景観重要建造物の指定の方針

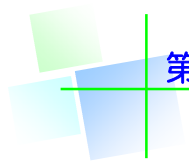
景観重要建造物は、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴き、合意を得た上で指定する。

- (1) 地域の良い都市景観を特徴づけている建造物
- (2) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- (3) 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- (4) 市民に親しまれ愛されている建造物

2. 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴き、合意を得た上で指定する。

- (1) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められ、美観上優れている樹木
- (2) 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- (3) 市民に親しまれ愛されている樹木



第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
(法第8条第2項第5号イ関係)

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

屋外広告物においては、景観の良否を左右する重要な要素であることから、その表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限を定める。

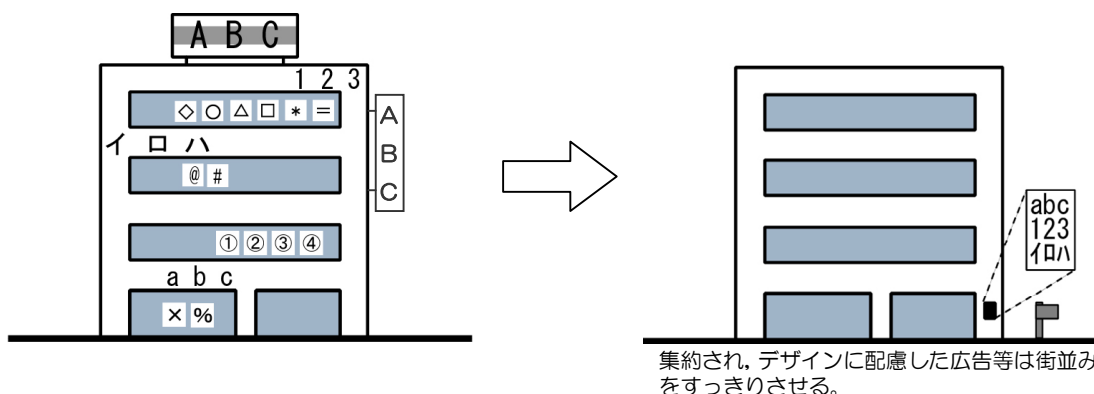
2. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1) 市域全域（景観形成重点地区を除く）

市域全域においては、屋外広告物の形状や面積などについて、適切な誘導を図るものとし、特に主要幹線道路沿道、鉄道沿線における屋外広告物の掲出に際し、表示面積は必要最小限に留め、極端に突出した形態、高彩度の色彩の使用は避けることとする。

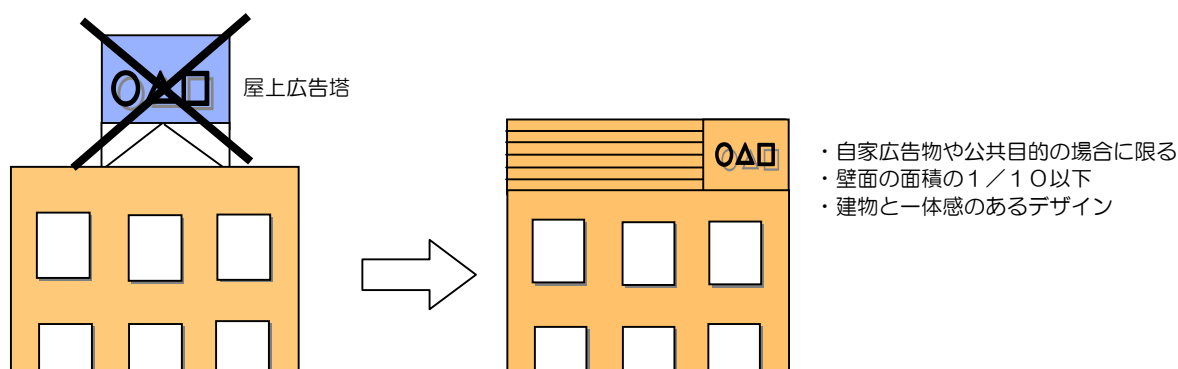
● 共通事項

- ・ 広告物は、できる限り集約化し、街並みに調和する質の高いデザインとし、高彩度の色彩の使用は避ける。



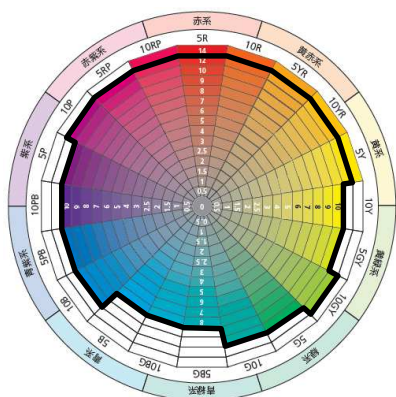
● 屋上利用広告

- ・ 自家広告物や公共目的のために表示する場合に限り設置できる。
- ・ 地色を壁面と同色にすることや箱文字表示にするなど、建物と一体感のあるデザインとすること。



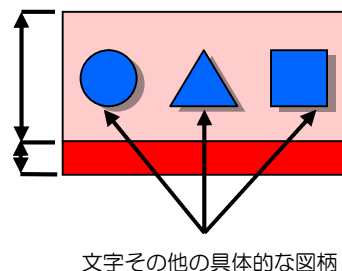
●色彩

- ・文字その他の具体的な図柄以外の地色の色彩は、マンセル表色系の彩度12を超える色彩を使用する場合は、表示面積の1/4以下とする。



彩度12以下の色彩は、表示
面積の3/4以上

彩度12超の色彩は、表示
面積の1/4以下



※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある。

●その他

- ・映像表示装置にあっては、極度に強い光を放つものは避け、その使用する部分の面積は5平方メートル以下とする。
- ・照明装置にあっては、激しい点滅を伴うものは避ける。
- ・不必要に発光部が露出するものや、発光部や照射範囲を動かすことは避ける。
- ・必要以上の光度、輝度を持たないようにし、減灯、消灯ができるものとする。

(2) 景観形成重点地区

重点的に景観形成を図る景観形成重点地区においては、建築物とあわせて一体的な誘導を行うこととし、屋外広告物を通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺の街並みと調和したものにする。

① 守谷駅周辺商業A地区

風格のある都市景観、落ち着いた中にも賑わいのある開放的な景観の形成を図るため、屋外広告物の色彩について、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いるとともに、形状や面積などについて、適切な規制・誘導を図るものとする。

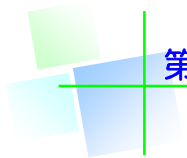
駅前広場などから容易に展望できる公共性の高い場所では、その表示及び掲出方法には、十分な配慮を行うものとする。

無秩序な看板、広告の氾濫は街並み景観を乱すとともに互いの宣伝効果を低下させる。

設置位置、大きさ、材質、色彩、デザインなど、表現・表示方法を工夫し、優れたデザインの商業広告物により地区の魅力を演出する。

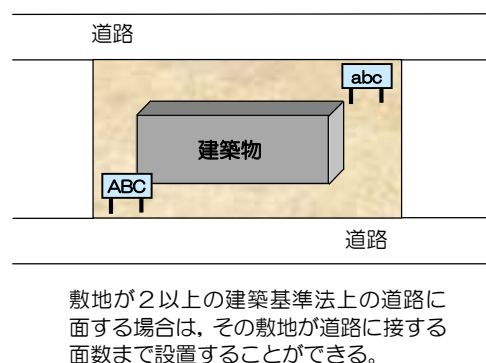
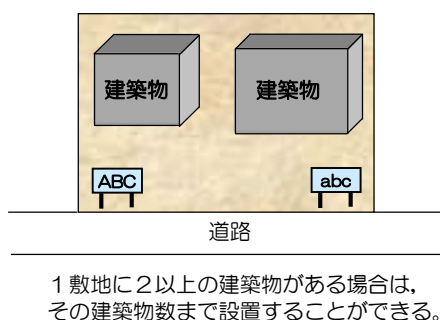
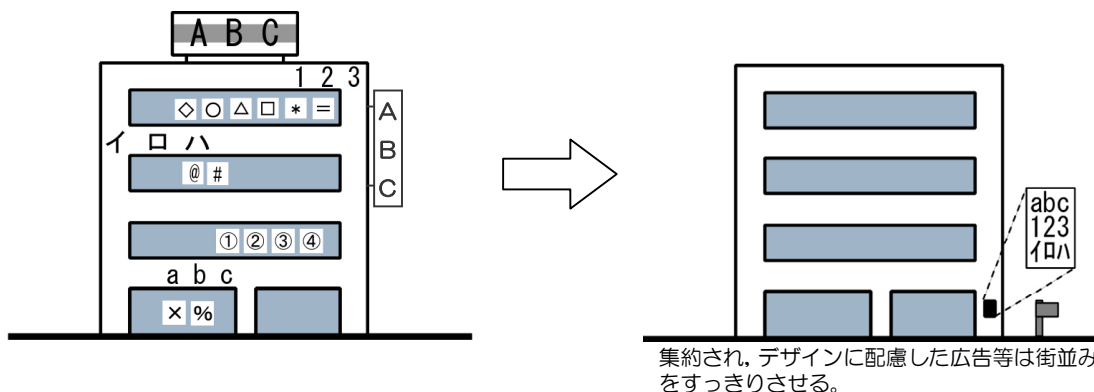
●共通事項

- ・自家広告物に限る。
- ・広告物はできる限り集約化し、街並みに調和する質の高いデザインとし、高彩度の色彩の使用は避ける。



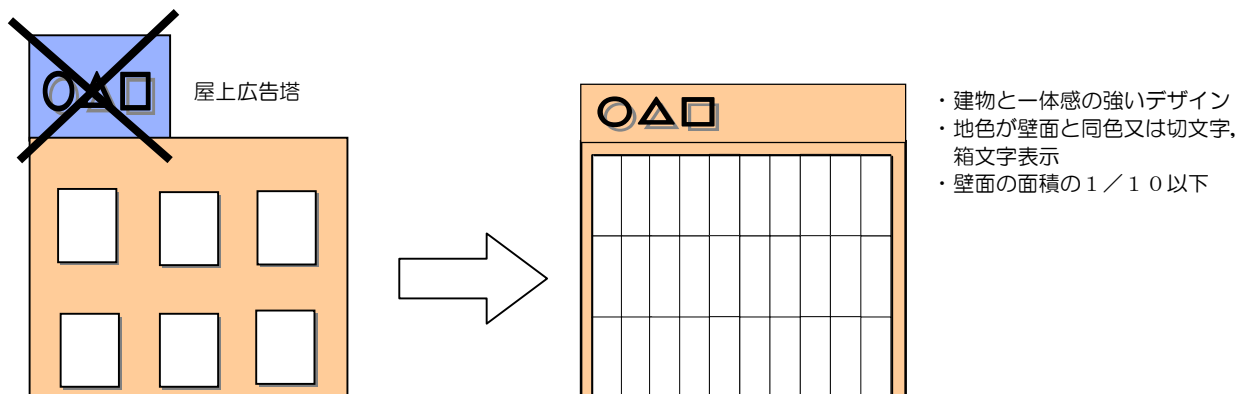
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

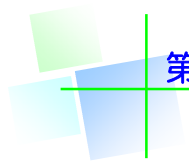
- ・ 地上設置の広告物は、1敷地当たり1箇所に集約化して設置する。ただし、その敷地に2以上の建築物がある場合には、その建築物数、又はその敷地が2以上の建築基準法上の道路に面する場合、その敷地が道路に接する面数とすることができる。



●屋上利用広告

- ・ 原則として、設置しない。ただし、壁面に広告物を設置することが不適切で、かつ、地色を壁面と同色とすることや、切文字、箱文字表示にするなど、建物と一体感の強いデザインとして景観に配慮している場合は、この限りではない。

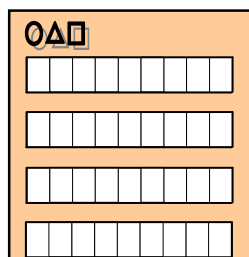




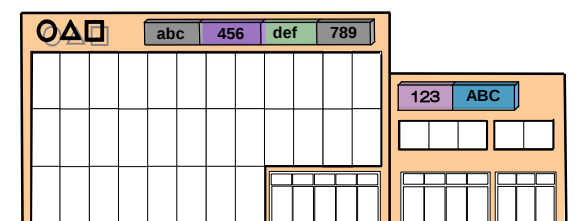
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項

●壁面利用広告

- 切文字、箱文字等を使用し、色彩は3色以内で企業カラーの使用とし、建築物の壁面の色彩に調和するよう工夫する。ただし、建築物の規模及び用途等により、すべての広告物に切文字、箱文字等を使用することが不適当で、かつ、切文字、箱文字等に見えるように工夫した場合は、この限りではない。



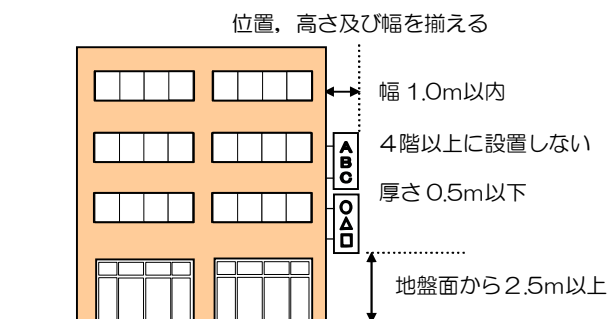
壁面の面積の1/10以下



複合施設等で店舗数が多く、全てを切文字等にできない場合は、切文字、箱文字等に見えるよう工夫して表示

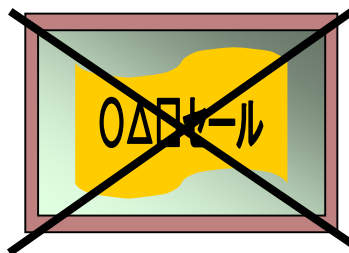
●突出広告

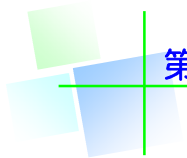
- 広告物はできるだけ集約化してすっきりさせる。
- 高層部に設置しない。
- 1壁面1箇所とする。ただし、その広告物の位置、高さ及び幅を揃えるなどして、他の広告物と同一に見えるようにした場合は、この限りではない。



●窓面利用広告

- 設置しない。
- 良好な景観を損なわない工夫がなされていると認められるものは、この限りではない。

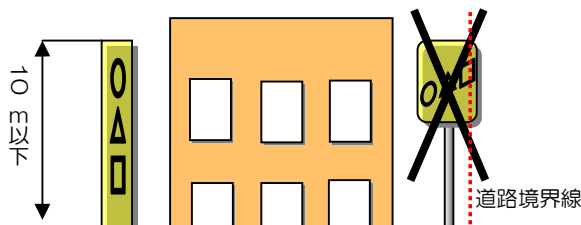




第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

●野立広告

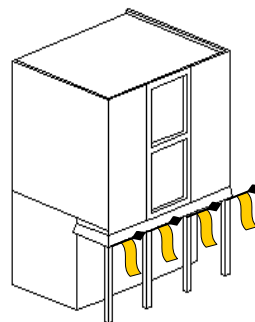
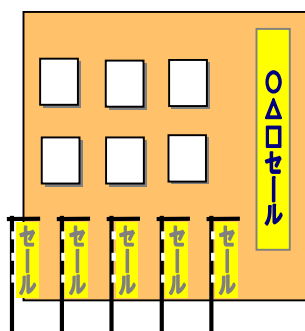
- ・独立広告物は高さ 10m以下とする。
- ・高さ 5mを超えるものは幅 1 m以下とする。
- ・歩道等に、はみださない。



デザインに配慮し、集約された広告物

●広告幕、のぼり、旗

- ・イベント時のみの掲出とし、終了後は速やかに撤去する。
- ・賑わいを演出し、また、街並みの良好なアクセントとなるフラッグ等は除く。

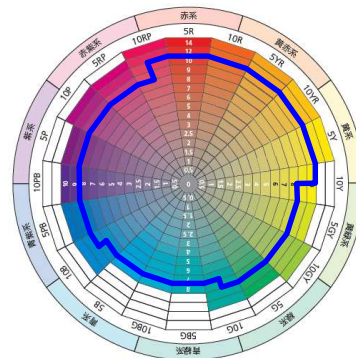


●色彩

- ・文字その他の具体的な図柄以外の地色の色彩は、色相に応じて彩度を制限する。

色 相	地色の彩度
0.1R ~ 10Y	10 以下
0.1GY ~ 10G 0.1PB ~ 10RP	8 以下
0.1BG ~ 10B	7 以下

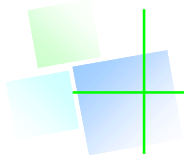
※色彩の基準は、日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値による。



※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある。

●その他

- ・(1) の市域全域の基準に準じる。ただし、映像表示装置等を使用する場合は、その使用する部分の面積は 2 平方メートル以下とする。



●守谷市景観法の施行等に関する条例

平成18年12月26日
守谷市条例第30号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 景観計画（第6条・第7条）
- 第3章 行為の規制等（第8条～第13条）
- 第4章 景観重要建造物等（第14条・第15条）
- 第5章 表彰及び助成（第16条・第17条）
- 第6章 景観審議会（第18条）
- 第7章 雑則（第19条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他良好な景観の形成に係る必要な事項を定めることにより、守谷市（以下「市」という。）における良好な景観の形成を図り、もって個性豊かな魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

（景観計画）

第6条 市は、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として景観計画を定めるものとする。

2 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、市の全域とする。

3 市長は、景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成重点地区として指定することができる。

4 市長は、景観形成重点地区を指定したときは、景観計画に当該地区における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

（景観計画への適合）

第7条 景観計画区域内において、建築物の建築等又は工作物の建設等を行おうとする者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合するよう努めなければならない。

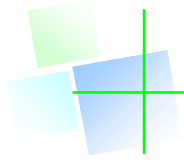
第3章 行為の規制等

（行為の届出）

第8条 法第16条第1項の規定による届出は、規則で定める届出書により行うものとする。

（届出が必要な事項）

第9条 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他



の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。)並びに行為の完了予定日とする。

(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為として条例で定める行為は、次のとおりとする。

(1) 土地の形質の変更(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為を除く。)

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(届出及び勧告等の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、景観計画に定める区域の区分に応じ、別表に掲げる行為以外のものとする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、景観計画に定める区域の区分に応じ、別表に掲げる行為(建築物又は工作物を対象とするものに限る。)とし、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合させるものとする。

(勧告及び命令)

第13条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、これらの規定による勧告又は命令をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、第18条に規定する守谷市景観審議会の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第14条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第15条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

(3) 当該景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。

第5章 表彰及び助成

(表彰)

第16条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰のほか、良好な景観の形成に著しく貢献していると認められる個人又は団体を表彰することができる。

(景観重要建造物等の所有者等に対する助成)

第17条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

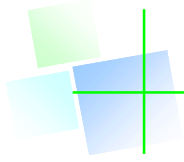
第6章 景観審議会

(景観審議会)

第18条 本市に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(1) 景観計画の策定及び変更に関すること。



(2) 法第16条第3項の規定による勧告並びに法第17条第1項及び第5項の規定による命令に関すること。

(3) その他良好な景観の形成に係る事項に関すること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市民、関係団体の代表者及び学識経験を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

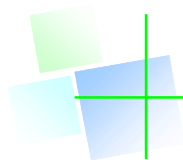
(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

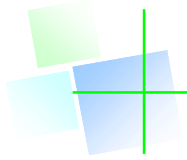
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第17条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



別表（第11条及び第12条関係）

区分	対象となる行為
景観計画区域 （景観形成重点地区を除く）	高さが10メートルを超え、かつ、延床面積が1,000平方メートルを超える建築物（増築又は改築後において該当することになるものを含む。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	高さが10メートル（よう壁にあっては、5メートル）を超える工作物（増築又は改築後において該当することになるものを含む。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。ただし、旗ざお、電話柱、その他これらに類する工作物並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除くものとする。
	土地の形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を除く。以下本表において同じ。）で、次のいずれかに該当するもの （1）変更に係る土地の面積が15,000平方メートル以上のもの （2）変更に伴い生じるのり面、よう壁の高さが5メートルを超え、かつ、長さが10メートル以上のもので、変更に係る土地の面積が3,000平方メートル以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く。）の堆積で、堆積に係る面積が500平方メートル以上のもの
景観形成重点地区	建築物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの （1）建築基準法第6条の規定の適用を受けることとなる建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替 （2）建築基準法第6条の規定の適用を受けた建築物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更
	工作物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの （1）建築基準法第88条の規定の適用を受けることとなる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替 （2）建築基準法第88条の規定の適用を受けた工作物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更
	土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの （1）変更に係る土地の面積が1,500平方メートル以上のもの （2）変更に伴い生じるのり面、よう壁の高さが2メートルを超え、かつ、長さが10メートル以上のもので、変更に係る土地の面積が300平方メートル以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積に係る面積が300平方メートル以上のもの



● 守谷市景観法の施行等に関する条例施行規則

平成18年12月26日
守谷市規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び守谷市景観法の施行等に関する条例（平成 年守谷市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(景観計画区域内における行為の届出等)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、守谷市景観計画区域内行為届出書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、守谷市景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）を市長に提出して行うものとする。

3 前2項の届出書には、別表の行為の種類の欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ添付図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。

4 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

5 第1項及び第2項による届出は、当該行為に係る法令に基づく申請の日（申請を要しない行為にあつては、当該行為に着手する日）の30日前までに、行わなければならない。

(景観形成重点地区の指定案の公告)

第4条 市長は、条例第6条第3項の規定により景観形成重点地区を指定しようとするときは、その旨を公告し、その案を当該公告の日の翌日から起算して15日間縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該地区の住民及び利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、景観形成重点地区の区域の変更又は指定の解除について準用する。
(身分を示す証明書)

第5条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、景観法第17条第8項の規定による身分証明書（様式第3号）とする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第6条 法第21条第1項の通知は、守谷市景観重要建造物指定通知書（様式第4号）によるものとする。

2 法第21条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定の理由となった外観の特徴

3 法第21条第2項の標識は、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可)

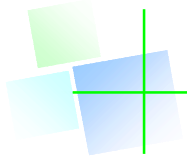
第7条 法第22条第1項に規定する許可を受けようとする者は、守谷市景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項に規定する許可をしたときは、守谷市景観重要建造物現状変更許可書（様式第6号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第22条第1項に規定する許可をしないこととしたときは、守谷市景観重要建造物現状変更許可をしない旨の通知書（様式第7号）により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の状況の報告等)

第8条 条例第14条第3号の報告は、守谷市景観重要建造物状況点検結果報告書（様



式第8号)によるものとする。

- 2 景観重要建造物の所有者又は管理者は、条例第14条第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

- 第9条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の通知は、守谷市景観重要建造物指定解除通知書(様式第9号)によるものとする。

(景観重要樹木の指定の通知等)

- 第10条 法第30条第1項の通知は、守谷市景観重要樹木指定通知書(様式第10号)によるものとする。

- 2 法第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要樹木の樹種

(3) 指定の理由となった樹容の特徴

- 3 法第30条第2項の標識は、当該景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要樹木の付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可)

- 第11条 法第31条第1項に規定する許可を受けようとする者は、守谷市景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第31条第1項に規定する許可をしたときは、守谷市景観重要樹木現状変更許可書(様式第12号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、法第31条第1項に規定する許可をしないこととしたときは、守谷市景観重要樹木現状変更許可をしない旨の通知書(様式第13号)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要樹木の状況の報告等)

- 第12条 条例第15条第3号の報告は、守谷市景観重要樹木状況点検結果報告書(様式第14号)によるものとする。

- 2 景観重要樹木の所有者又は管理者は、条例第15条第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

- 第13条 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の通知は、守谷市景観重要樹木指定解除通知書(様式第15号)によるものとする。

(景観審議会の組織)

- 第14条 条例第18条の規定に基づく守谷市景観審議会(以下「審議会」という。)は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内の委員をもって組織する。

(1) 市民 5人以内

(2) 関係団体の代表者 5人以内

(3) 学識経験を有する者 5人以内

(審議会の会長及び副会長の職務)

- 第15条 審議会の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

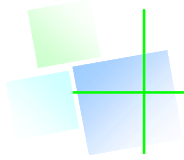
- 2 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第16条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。



3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（審議会の運営事項）

第17条 第14条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（庶務）

第18条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

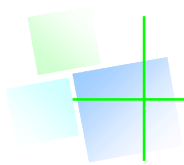
（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第13条の規定は、守谷市景観法の施行等に関する条例附則ただし書きに規定する施行期日から施行する。

別表（第3条関係）

行為の種類	添 付 図 書	
	種 類	明示すべき事項等
建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位、道路及び行為地
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法 道路、敷地の境界線及び建築物又は工作物の位置 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 よう壁、垣、さく、塀等の高さ及び長さ
	平面図	方位、間取り及び用途
	立面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩（着色）
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの（2方向以上）
	その他	市長が必要と認める図書
土地の形質の変更	位置図	方位、道路及び行為地
	配置・平面図	道路、敷地の境界線、断面の位置、切土・盛土、高低差及び付近の土地利用の状況
	断面図	縦横断面、行為前後の対比、のり面、よう壁の断面及び仕様・構造
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの（2方向以上）
	その他	市長が必要と認める図書
屋外における物件の堆積	位置図	方位、道路及び行為地
	配置・配置図	方位、敷地の形状及び寸法 道路、敷地の境界線及び物件の堆積位置、遮へい物の位置・種類・構造・規模、高低差及び付近の土地利用の状況
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの（2方向以上）
	その他	市長が必要と認める図書

様式 （略）



● 守谷市景観法の施行等に関する条例の一部の施行期日を定める規則

平成19年3月1日
守谷市規則第9号

守谷市景観法の施行等に関する条例（平成18年守谷市条例第30号）附則第1項ただし書きに規定する規定の施行期日は、平成19年4月1日とする。

守 谷 市 景 観 計 画

平成 19 年 3 月 1 日

平成 24 年 12 月 18 日（改訂）

〒302-0198

茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

守谷市 都市整備部 都市計画課

T E L 0297-45-1111

F A X 0297-45-2804

E-mail toshikei@city.moriya.ibaraki.jp

U R L <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

